

東大阪市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱

平成 3 1 年 4 月 1 日

東大阪市上下水道局内規第 5 号

(目的)

第 1 条 この内規は、本市（水道事業会計及び下水道事業会計に係るものに限る。）が発注する建設工事に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 の 2 の規定に基づき、価格及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込をした者を落札者とする方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める。

- (1) 総合評価落札方式 総合評価一般競争入札において落札者を決定することをいう。
- (2) 工事担当部局 建設工事の起工担当部署をいう。
- (3) 契約担当部局 契約の締結を担当する部署をいう。

(対象工事)

第 3 条 総合評価落札方式の対象工事は、一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者が提示する総合的なコスト縮減、性能・機能、社会的要請等の提案、技術提案に係る施工計画（以下「技術提案」という。）、簡易な施工計画、入札者の施工能力及び社会性・信頼性（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 入札者が提示する簡易な施工計画及び入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(総合評価落札方式による評価の方法)

第 4 条 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点（100 点）と入札に参加しようと

する者（以下「入札参加者」という。）が提出した技術提案、簡易な施工計画及び施工能力等（以下「技術提案等」という。）に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（以下「入札価格」という。）で除し、定数を乗じて得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

評価値（小数第4位以下切捨て）＝技術評価点／入札価格×定数

定数＝1, 000, 000, 000

2 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 標準型 前条第1号の工事に該当する場合
- (2) 簡易型 前条第2号の工事に該当する場合
- (3) 特別簡易型 前条第3号の工事に該当する場合

3 加算点は次のとおりとする。

- (1) 標準型 30点～50点
- (2) 簡易型 20点～40点
- (3) 特別簡易型 10点～30点

（総合評価一般競争入札の適用及び落札者決定基準の決定）

第5条 契約担当部局長は、総合評価一般競争入札によるところの適否について、東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会（以下「契約審査委員会」という。）の審議に付して決定するものとする。

2 契約担当部局長は、総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の決定について、東大阪市上下水道局総合評価一般競争入札審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）の審議に付して決定するものとする。

（実施要領）

第6条 契約担当部局は、技術資料についての評価方法及び落札者決定基準の詳細を定めた総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領」という。）を定めるものとする。

2 実施要領には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札を適用する理由
- (2) 求める技術資料の内容及び提出期限

- (3) 技術資料の評価項目及び評価基準
 - (4) 技術資料の要求要件及び欠格事項
 - (5) 落札者の決定基準及び決定方法
 - (6) 総合評価落札方式での評価結果等が公表されること
 - (7) 技術提案等が達成されなかったときの取扱い
 - (8) その他必要と認める事項
- (入札公告に掲げる事項)

第7条 契約担当部局は、総合評価落札方式を実施する際には、入札公告を行う際に、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価一般競争入札による旨
 - (2) 当該総合評価方式に係る評価項目
 - (3) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準
- (予定価格)

第8条 予定価格は事後公表とする。

(調査基準価格)

第9条 公共工事の品質の確保とダンピング受注の防止のため、調査基準価格を設ける。

調査基準価格の算出は、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額（税抜き金額）に次の各号の率を乗じた額の合計額を算出し、別に定めるランダム係数を乗じたものとする。

- (1) 直接工事費額 97%
- (2) 共通仮設費額 90%
- (3) 現場管理費額 90%
- (4) 一般管理費額 68%

2 前項により算出した額が、予定価格（税抜き金額）の92%を超える場合または75%に満たない場合は、それぞれ予定価格（税抜き金額）の92%または75%の額に、ランダム係数を乗じた額を調査基準価格とする。

3 対象工事の性質上、前2項により難しい場合は、入札ごとに予定価格（税抜き金額）の75%から92%までの範囲内で東大阪市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

4 算出された調査基準価格は事後公表とする。

(失格基準価格)

第10条 失格基準価格は、その価格を下回る入札があった場合に、契約の内容に適合した工事が履行できないとみなす価格をいい、失格基準価格を下回った入札があった場合は失格とする。

2 失格基準価格の算出は、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額（税抜き金額）に次の各号の率を乗じた額の合計額を算出し、ランダム係数を乗じたものとする。

(1) 直接工事費額 75%

(2) 共通仮設費額 70%

(3) 現場管理費額 70%

(4) 一般管理費額 30%

3 対象工事の性質上、前項により難しい場合は、入札ごとに予定価格（税抜き金額）の90%以下の範囲内で管理者が定める。

4 算出された失格基準価格は、事後公表とする。

（技術資料のヒアリング）

第11条 総合評価審査委員会は、必要に応じて入札参加者から提出された技術資料についてヒアリングを実施することができる。

（技術提案等の審査）

第12条 総合評価審査委員会は、入札参加者から提示された技術提案等について、施工の確実性、安全性、経済性等を考慮して審査するものとする。

2 総合評価審査委員会は、技術提案等の内容に従うと契約内容に合致した確実な施工ができずに不適切と認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。

3 総合評価審査委員会は、入札公告及び実施要領（以下「入札公告等」という。）において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評定を実施し、技術評価点を算出するものとする。

（落札候補者の決定）

第13条 契約担当部局長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者としてすることとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 入札価格が第10条に規定する失格基準価格未満でないこと。

(3) 入札者が提出した技術資料が、実施要領で定める欠格要件のいずれにも該当していないこと。

- 2 前項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定めることとする。

(落札者の決定)

第14条 契約担当部局は、前条に規定する落札予定者が入札参加資格等を満たすとき、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、落札予定者の当該申込みに係る価格が調査基準価格を下回る場合の取扱いは、別に定める東大阪市上下水道局低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札要綱」という。）によるものとする。

- 3 契約担当部局は、第1項の規定により落札者を決定するにあたり、総合評価審査委員会の審議に付することができる。

(評価結果等の公表)

第15条 契約担当部局は、総合評価落札方式により落札者が決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札者の評価結果

(落札者の施工方法等)

第16条 技術提案等に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案等に基づいて施工させるものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(技術提案の仕様及び保護)

第17条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(技術提案等が達成されなかったときの対応等)

第18条 入札参加者の技術資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、東大阪市上下水道局入札参加停止要綱の規定に基づき入札参加停止措置を行うものとする。

- 2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

また、契約担当部局は入札参加停止措置を行うことができる。

- 3 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格（税抜き金額）の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

（秘密の保持）

第 19 条 総合評価一般競争入札に関する審査結果を除き、この内規に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

（準用）

第 20 条 この内規に定めがなく、かつ、低入札要綱に定めがある事項については、低入札要綱の規定を準用する。

（その他）

第 21 条 この内規に定めのない事項またはこの内規の定めにより難い場合は、総合評価審査委員会の審議を経て定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 8 条は、平成 32 年 4 月 1 日以降について適用し、同日前については、予定価格は事前公表とする。
- 3 東大阪市上下水道局建設工事総合評価一般競争入札試行要綱（東大阪市上下水道局内規第共 24 号）及び東大阪市上下水道局建設工事総合評価一般競争入札試行要綱に係る事務取扱（東大阪市上下水道局内規第共 25 号）は、廃止する。

附 則（令和元年 6 月 1 日東大阪市上下水道局内規第共 18 号）

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日東大阪市上下水道局内規第共 2 号）

- 1 この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日東大阪市上下水道局内規第共 2 号）

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。